

## 不動産経営の注意点

## 気になる企画

金活  
自法  
德  
所



プロフィール

東京大学法学院卒業 昭和62年第一東京弁護士会登録 主なる業務分野は不動産取引関係の法務(売買、賃貸借等契約書類の作成・修正、裁判外の事件処理)、企業法務(契約処理、債権回収等)、相続・遺嘱の法務、著作権など知識的有所関係の法務等。

昭和61年の半例によれば、不動産業者に事務所として貸したところ、貸して機業を営むようになつた事例で、人的信頼關係のない多數の者が出入りしビルの品位を低下するところとなる。これを重視した上質な人があって一定期間人資の几業の利用を

使用していなかった際、  
社としては、使用目的的  
違反を理由にA社との  
賃貸借契約を解除しよう  
うと思いますが、認め  
られるでしょうか。

**回答** 貸借契約書の使用目的の条項には、「住居」、「店舗」、  
「事務所」といった用途に関する定めをおきます。  
これによつて、

## テナントの用法違反

事務所目的なのに店舗として使用した場合

に関わっておきますし、顧客として不特定多数の個人が出入りする場所で、経済的にも賃貸フロアの価値の減耗の仕方なり、経済的に見ても、どが予定され、それが店舗と事務所とはフロア料額に反映されたりします。そのため、使⽤目的違反があれば、これは重大なことであり、契約の解除事由として契約書に定められたりしています。そこで、使⽤目的をう。

〈事務所概要〉  
住所：東京都中央  
区銀座2-7-17  
ティファニー銀座  
ビル7階  
TEL：03-3567  
-7319(代表)

昭和61年の判例は、不動産業者に事務所として貸したところ、貸機業を営むようになつた事例で、人的信頼関係のない多数の者が出入りし、ビルの品位を低下するところとなると、これを重視して上級官認したが、テナントはその期間終過後もその使用方法を止めなかつたので、賃貸人が用法違反により解除したとを有効と認めていました。他方、東京地裁平成18年の判例は、物販会社に事務所として賃貸したところ店舗として使用された事例で、室内に商品が置いてあってもそれがサンプルの展示であり、販売商品を陳列して不特定多数の一般客が出入りする実態ではない場合は、事務所としての使用を超えて店舗使用の実態になつているとまでは言いがたいとして、用法違反の解除を否定しています。